

土壤汚染対策法(略称:土対法)

(平成11年法律第53号)(令和4年法律第68号による改正)(令和7年6月1日施行)

e-Gov(法):https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000053_20250601_504AC0000000068

e-Gov(施行令):https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414C00000000336_20240401_505C00000000304(令和5年政令第304号による改正)(令和6年4月1日施行)

e-Gov(施行規則):https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414M60001000029_20221216_504M60001000026(令和4年環境省令第26号による改正)

環境省HP:<https://www.env.go.jp/water/dojo.html>

「印刷産業における環境関連法規集(2022年度版)」p75

この法律は、原則として、土地の所有者が適用を受ける法律です。土壤汚染調査の契機は、有害物質使用施設廃止、土地の形質変更及び都道府県知事の命令です。有害物質使用施設を廃止しても工場として使用を継続すれば調査は猶予されます。3,000m²以上の土地の形質を変更する際は事前に届けなければならず、有害物質使用特定施設があったり調査猶予中であつたりする土地では900m²以上で届出が必要になります。

条項	条文	種類
第1条	(目的) この法律は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。	目的
第3条第1項	(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査) 使用が廃止された有害物質使用特定施設 ^{解釈上の注釈1} (水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設(第3項において単に「特定施設」という。))であつて、同条第2項第1号に規定する物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第3項 ^{解釈上の注釈2} の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令 ^{解釈上の注釈3} で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令 ^{解釈上の注釈4} で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令 ^{解釈上の注釈5} で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない ^{解釈上の注釈6} 旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。 (解釈上の注釈1)土壤汚染対策法の「有害物質使用特定施設」は、「印刷産業における環境関連法規集(2022年度版)」p76表II-66「水濁法による印刷関連の主な特定施設」で、同p77表II-66「特定有害物質、指定基準」の物質を使用しているもの。 (解釈上の注釈2)法第3条第3項は、有害物質使用特定施設廃止届の届出者以外に土地の所有者がある際、その所有者に通知する義務を都道府県知事には課した条項。引用省略。 (解釈上の注釈3)施行規則第1条。施行規則様式第1による報告書に汚染状態図面を添付して120日以内することを規定。引用省略。 (解釈上の注釈4)施行規則第2条。「次条から第15条までに定めるとおり」と規定。引用省略。 (解釈上の注釈5)施行規則第16条第1項及び第2項。施行規則様式第3による申請書に土地の場所の図面を添付して提出と規定。 (解釈上の注釈6)施行規則第16条第3項。工場の使用継続する場合、小規模な工場で居住部分をそのまま使用する場合等を規定。	義務 (調査命令) (命令違反は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金)
第3条第5項	第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令 ^{解釈上の注釈7} で定める	義務 (3年以下の拘)